

## 検査制度に関する事業者意見

2022年度第2四半期までの検査制度の運用状況について事業者及びATENAで振り返り、これまで会合で意見してきた課題のその後のフォローアップ状況および第2四半期の気付きについて、意見する。

### 1. PRAモデル適切性確認の効率化

#### 課題及び事業者意見（第9回会合）

- NRAは事業者から貸与したPRAモデルの適切性を確認した上で検査制度で用いることとしているが、その適切性確認に時間を要している。どうすれば効率的に進められるか、その方法を議論していきたい。

#### フォローアップ状況

- 10月20日にNRAとATENA、NRRCで面談を実施し、適切性確認効率化の方策等について意見交換を実施した。また最近のPRA適切性確認では質問の意図についても併せて説明頂いたりコミュニケーションの改善が図られている。

### 2. チーム検査の日程調整

#### 課題及び事業者意見（第9回会合）

- チーム検査は実施予定の四半期が年度初めに公表されるが、詳細な検査日程までは分からない。あるチーム検査（第3四半期予定）について7月時点でNRAから連絡がないため事業者から問い合わせたところ、12月に予定しているとのことであった。数週間かけて行うチーム検査に対しては他業務との調整や事務手続き（会議室確保等）が発生する可能性もあり、いつまでに日程が判明するといったことが分からないと、見通しが立てづらい。
- チーム検査のスケジュールはいつまでに事業者に連絡するといった目安（例えば実施3ヶ月前）を示して頂きたい。

#### 第2四半期気付き

- 第9回意見交換会より以前の事例であるが、7月に実施予定のチーム検査の日時について約半月前に事業者として把握した事例があった。事務手続きの関係もあり、上記の通り一定の目安（例えば実施3ヶ月前）のもと連絡していただきたい。
  - ・ 5月19日 NRAからチーム検査「放射性固体廃棄物等の管理」の日程調整（候補日）の連絡（7月28、29日 or 8月4、5日）
  - ・ 5月19日 事業者からNRAに回答（どちらでも対応可能と回答）
  - ・ 7月中旬 日程の把握
  - ・ 7月28、29日 チーム検査受検

### 3. 技術基準の改正と検査への反映タイミング

#### 課題及び事業者意見（第7回会合）

- 2020年度の民間規格の技術評価において、「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程(JEAC 4207-2016)」がエンドースされ、2021年7月21日に「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」が改正されたが、検査への反映タイミングについて事業者と規制庁で認識の相違があった。
- 適用時期については、プラントへの影響、作業員被ばく等を踏まえ、規則・解釈改正前に事業者と意見交

換の場を設けて頂きたい。また、その結論については書面で事業者に提示いただきたい。

#### **NRA 回答（第 8 回会合）**

##### ➤ ①経過措置を検討するプロセスを明確化

亀裂解釈の改正は、従前のおり、ATENA を経由して事業者に意見照会し、事業者より要望があった場合は意見聴取会を開催していたが、改正に伴う経過措置の要否等を確認するプロセスが 明確化されていないことから、本事案については、技術的な内容の意見照会と認識されていた。今後、規則・解釈の改正を行う場合は、各事業者に経過措置の要否等について意見照会を行い、回答を求める。なお、経過措置は、新旧対照表及び溶け込み版の施行文の附則に記載される。

##### ➤ ②なるべく早い「溶け込み版」の H P 公開 (内容省略)

#### **フォローアップ状況**

##### ➤ 技術評価中のデジタル安全保護系に関する日本電気協会規格（JEAC4609、JEAC4620）に関して、第 8 回会合の対応方針①の通りに対応頂き、**事業者としても経過措置要否について十分に意見をすることができた。**

- 9 月 1 日に、デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価書案について原子力規制庁より説明があり、経過措置要否について事業者への意見照会があった。
- 9 月 26 日、10 月 12 日、10 月 28 日にかけて事業者より技術評価案に関する内容確認および経過措置要否について回答を実施。

## **4. 検査官とのコミュニケーション**

#### **課題及び事業者意見（第 7 回会合）**

- チーム検査において、現地で指摘事項かどうか判断がつかないものは、本庁に持ち帰り検査が継続されるが、その後、事業者が常駐検査官に確認しても本庁での検討状況や結論に至った経緯が分からない場合がある。
- 共通事項に係る検査運用ガイドに示される通り、事業者は、締めくり会議は、検査結果、指摘事項に関する事実関係と検査官の認識を説明する場と認識している。このため、現地の締めくり会議の時点で結論が出ない場合においても、本庁で結論が出た時点で、Web 会議などを活用した締めくり会議を再度実施していただきたい。

#### **NRA 回答（第 8 回会合）**

- 現地「締めくり会議」の時点で、検査指摘事項に係る方針が決定していない場合、後日、Web 会議等により「締めくり会議」を実施することとしているが、一部運用が十分でない場合があったため今後この運用方法について徹底を図っていくこととする。

#### **フォローアップ状況（第 2 四半期気付き）**

- 第 2 四半期のチーム検査締めくり会議において丁寧に対応頂いた事例があった。
  - チーム検査の締めくり会議において、検査結果に対する検査官の認識の説明があり、事業者から、結論が出た場合は、Web 形式でもよいので締めくり会議を実施してほしい旨要望した。検査官が本庁に持ち帰った後、結論として変更なしとの連絡をいただいた。